

亀岡市障害者施策推進協議会 議事要旨録

日時：令和4年10月31日(火) 午後 2時00 分～

場所：亀岡市役所 800会議室

出席者：委員

11名

敬称略：高木 信義、酒井 忠繁、細見 眞紀美、高橋 依子、木村 羊一、
寺田 直人、峰島 厚、中村 雄一、保城 幹雄、小石原 誠
石野 茂

亀岡市(健康福祉部)

健康福祉部長 佐々木 京子

障がい福祉課長 木村 邦彦

障がい福祉課障がい総務係長 中澤 大樹

障がい福祉課障がい者医療係長 俣野 孝明

障がい福祉課障がい者給付係長 藤田 雅史

障がい福祉課地域生活支援係長 永田 順子

障がい福祉課主幹 青山 育子

障がい福祉課主事 田中 勇吾

障がい福祉課主事 安井 明日香 9名

計20名

資料：亀岡市障害者施策推進協議会次第

資料1 第6期亀岡市障がい福祉計画 令和3年度実績報告

亀岡市障害者施策推進協議会委員名簿

参考資料 令和4年3月末手帳統計

1. 開会

● 事務局

ただいまから、亀岡市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。

私、本日の進行を担当いたします事務局で障がい福祉課長の木村でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

皆様におかれましては、本日大変お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます存じます。

この亀岡市障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づき、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項、並びに関係行政機関相互の連絡調整に関する事項を調査審議するため、亀岡市障害者施策推進協議会条例に

基づき、設置されております。

本日は第6期亀岡市障がい福祉計画の令和3年度実績のご報告をもとに、本市の今後の障がい児者施策等についてご協議を賜りたいと考えております。

2. 委嘱状等の交付

●事務局

なお本年度につきましては委員改選の年でございます。

任期は、今年の8月1日から、令和6年7月30日までの2年間となります。

それではただいまから、委員としてお世話になります皆様に委嘱状の交付を行いたいと存じます。

本来でございますと、桂川市長より委嘱状を交付させていただくところでございますが、あいにく市長につきましては、他の公務のため欠席させていただいております。

つきましては市長に代わりまして、石野副市長から委嘱状の交付をさせていただきます。

なお石野副市長、神崎教育長、本日オンラインにてご参加をいただいております峰島委員につきましては、事前に桂川市長より辞令の交付を受けておりますので、本日ご欠席の松井委員を除く10名の辞令交付となりますことをお知らせします。

それでは高木様から左回りに順次交付をさせていただきます。

石野副市長が席の前までまいりまして、委嘱状を交付させていただきますので、順次ご起立いただきますよう、お願いいたします。

それでは石野副市長、よろしく願いいたします。

●副市長

…委員10名に委嘱状交付…

3. 挨拶

本日は大変お忙しい中ご出席をいただき、ありがとうございます。

障がい福祉施策の推進に対し日頃よりご支援、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて只今、皆様に委嘱状の交付をさせていただき、当協議会委員としての新たな任期が始まりますが、こうして皆様方と対面し協議会を開催できるのは2年振りだということでございます。

この間、長引くコロナ禍のもとで、生活や経済等、様々な面で制約を受けてまいりました。

現在も第7波が収束した訳ではございませんが、今後、感染対策に十分留意をしながらも、同時に新しい社会に対応した対策を考えなくてはいけない時期を迎えてい

るのだと思います。

これまで、コロナ禍の影響の中、社会で様々な制約を受ける一方、変化も生まれてまいりました。

特に、会議もそうですが、人と直接会う機会が減り、オンラインやリモートで開催するような場面が大変増えてまいりました。

障がい者福祉施策においてこういった社会の変化は、社会参加や就労の問題に関わるものでもあり、各事業所が製作された製品の売り上げにも影響を及ぼすものでございます。

今後新型コロナ以外にも新たな感染症が出てくる恐れもあり、パンデミックが起これば、障がい者がどういう立場に置かれるのだろうかといったようなことも、新しい課題ではないかと思えます。

こういう点も踏まえながら、今期では、令和3年度からの3箇年のアクションプランである「第6期亀岡市障がい福祉計画」に続きます「第7期亀岡市障がい福祉計画」の策定について、今期はお世話になるということになります。

亀岡市は、今年、福祉都市宣言から40年目という節目の年を迎えております。

これを契機に、さらなる福祉のまちづくりが一段と進んでいきますよう、委員の皆様方の忌憚のないご意見、そして活発なご議論をお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

4. 委員の紹介

●事務局

本日は、新たな委員となり初の協議会となりますので、委員の皆様から改めて自己紹介をいただきたく存じます。

●各委員

…委員11名の自己紹介…

●事務局

続きまして、本日出席しております事務局の職員を紹介いたします。

…事務局9名の自己紹介…

さて、本日の委員の出席ですが、11名の出席をいただいておりますので、施策推進協議会条例第5条2項の規定により、本会が成立していることを、ご報告申し上げます。

5. 会長及び職務代理者の選出

●事務局

今回、委員の全員改選により、新たな任期が始まりますので、会長を選出することになります。

条例に、「会務を総理し、協議会を代表する者」として会長を選出することが定められており、その選出は「委員の互選により選出する」とされております。

それでは、会長の選出について、自推・ご推薦がございましたらご提案いただきたいと存じます。

●委員

中村委員を推薦したいと思います。

これまで亀岡市の障がい福祉課で仕事をされ、現在も NPO 法人で障がい福祉サービス事業所の仕事に携わられています。障がい福祉分野において幅広く活動を続けてこられており、また、「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」制定のため、積極的に尽力いただきました。

また、当協議会の前任期中も会長として、「第4期亀岡市障がい者基本計画」の策定に尽力いただきました。

会長職のご経験も豊富ですので、それを踏まえ、今期もその手腕を発揮していただきたいと思います。

今後の「第7期亀岡市障がい福祉計画」策定作業においても積極的にリーダーシップを発揮いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局

ご賛同いただけるようであれば、委員の皆様の拍手によりご承認いただきたいと存じます。

●各委員

…一同拍手…

(中村会長 会長席へ移動)

●事務局

続きまして、会長の職務代理を選任したいと存じます。

なお、決定方法につきましては、条例第4条第3項により、会長の指名によること

と条例により規定されております。

それでは、会長、よろしくお願いします。

●会長

それでは、職務代理の指名をさせていただきます。

本市の障がい福祉行政をさらに人権意識を基調とした人権福祉行政へと高めるためには、これまで以上に障が当事者の目線に立った協議会運営を展開していく必要があるものと考えております。

この点を踏まえ、これまでより、当協議会において、障がい者相談員、障がい当事者団体の代表双方のお立場から、貴重なご意見、ご提言を頂戴し、また、日頃より本市に留まらず京都府下の視覚障がいを初めとする身体障がい関係団体を束ね、牽引していただいております酒井委員にお願いしたいと思っております。

酒井委員、どうぞよろしくお願いいたします。

(酒井委員 職務代理者席へ移動)

●事務局

それでは、新たに会長、職務代理者に就任いただきました中村委員、酒井委員に就任に当たり一言ご挨拶を頂戴したいと思います。

よろしくお願いします。

●会長

只今会長に選出されました中村でございます。身に余る推薦をいただき、感謝申し上げます。任期中は、協議会の設立趣旨である亀岡市の障がい者施策の円滑な推進及び充実のために、今期の協議会運営が有意義なものとなるよう全力で努めさせていただきます。

また、当期におきましては、令和6年3月で期間満了となる第6期亀岡市障がい福祉計画の後継計画の策定を進めていくこととなります。

障がい福祉計画は、本市の障がい児者のニーズを踏まえた適切なサービスの提供体制の確保を目指すための目標を定める計画であり、今期委員の皆様のご協力により亀岡市に相応しい新たな計画の策定に向け、頑張りたいと思っております。

つきましては、本日から始まります協議会におきまして、委員の皆様のご積極的なご参加と活発なご協議をお願いいたしまして、就任にあたりましてのご挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

●会長職務代理者

職務代理者として中村会長よりご指名をいただきました酒井と申します。

視覚に障がいがある方々の団体で代表を務めております。身体、知的、精神の三障がいを抱える方々が地域で楽しく生活できるようにしたい、その為に皆様の思いを少しでもお伺いしながら、障がい者施策に繋いでいければと考えております。

また、本日より中村会長のもと、私ども精一杯微力ではございますが、施策の推進に携わり、皆様のお声を聞きながら進めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

6. 議事

●事務局

続きまして、次第に沿って「議事」に入りたいと存じます。

(手元資料の確認)

本会の議事につきましては、条例の規定により、会長が議長を務めることとなっております。それでは会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

●会長

それでは議事を進行させていただきます。

進行につきまして、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

第6期亀岡市障害福祉計画令和3年度実績報告について、事務局の方から報告をお願いします。

●事務局

資料1に基づき、第6期亀岡市障がい福祉計画の令和3年度実績と分析結果の報告

●会長

ありがとうございます只今の事務局からの説明について、ご意見・ご質問等がございますか。

●委員

自分の肌感覚としては、資料 P23 の障がいのある子供たちの相談支援が数的には多いんですが、現場の状況が全然伝わってこないです。

現場は一生懸命やっていますが、職員の何人かから辞めたい、これ以上仕事ができないという声を聞きます。利用者の満足度や、その施設の満足度といった指標も入っていないと、数字だけでは全然実態が伝わってこないんじゃないかと思います。目標値に達していない項目はまず目標値が条件となりますが、達成した項目は、その内容についての報告なり、精査もいるんじゃないかと思います。

私の施設では市内の小さなお子様の計画相談ほとんどやっていますが、完全にパンク状態で、新規の相談も取れないという状況です。そうすると京都市で行われているようなセルフプランを積極的に導入しないと回らないと思っています。そういう状況が数値からは全然伝わってこないんです。

目標を達成しているからこれでいいというだけではなく、ある程度達成した目標についても検証がいるのではないかという風に感じました。

●委員

参考資料でいただいている「令和4年3月末手帳統計」ですが、令和3年度の療育手帳の交付状況の合計値に齟齬があるように思います。

また、障がい者の人口が、手帳所持者で見ると減っています。これがどういうことなのか、次の計画を作る際に関わりが重要になるのではと思っています。

身体障がい者だけでなく知的障がい者も減っていますが、この数字が確かであるならば、何が起きているのかということ、何が変化しているのかということを見ていく必要があります。今までの障がい者人口の伸びは全国的にもあまり変わっていないんですね。激しく伸びている訳ではないですけど、コロナ禍であっても徐々に増えているのですが、亀岡市の障がい者人口が減っているというデータを見て少し驚きました。

このようなデータは私もあまり見ていないので、何が原因なのか、各種サービスの利用とどう関わっているのか、その点も含めて、説明をお願いしたいですし、もし原因が分からなければ検討する必要があるのではないかと思います。

●事務局

計画相談事業所が現在亀岡市内に7ヶ所あり、そのうち障がい児のプランの方を作成できる事業所が5ヶ所あります。

今お話しいただきましたとおり、障がいのある児童の通所サービス、放課後等デイサービスや、児童発達支援のサービスを利用される方が、ここ2年ほどで、とても増えています。

相談支援部会でも、各事業所から、放課後等デイサービス事業を使いたいけど、

やはりプランが間に合わないということで、事業所の方から利用を待ってもらわないといけないという状況はお聞きしています。

実際に市の方にも相談があり、計画相談事業所の方と今後に向けて、どういう形で進めていくのがいいかという協議を2ヶ月ほど前から始めたところです。

確かにセルフプランの導入というのも一つの案であり、京都市もセルフプランを導入されているのですが、やはり亀岡市は、京都市と違い事業所数の総量規制がかかっていないという状況があります。その中で、今後も事業所数がどんどん増えていく一方、計画相談事業所数はなかなか増えていかないという現状があり、利用者の方々に昨年状況をお伺いしましたが、逆に計画相談を利用されずに、放課後等デイサービスをセルフプランにより支給決定してしまうと、歯止めがきかなくなってしまう。基本的に放課後等デイサービスは週3回利用で支給決定をしていますが、その辺りもセルフプランになると、多くの方の支給決定をしていく中で、上限をしっかりと保っていくということも大変難しい状況になっております。

そういった状況は一定各計画相談事業所もご理解をいただいておりますので、何とか来年度以降に向け、計画相談事業所と市の方で協力しながら、解決の方向に向かっていきたいと考えておりますので、その他ご理解いただきたいと思っております。

また、参考資料で今回ご用意させていただきました「令和4年3月末手帳統計」ですが、こちらは毎年5月に京都府から提供いただく資料に基づき作成をしております。

今回の資料も京都府提供の資料に基づきまして作成しておりますが、ご指摘の通り、数値上、身体障害者手帳所持者の急激な減少が見られます。

療育手帳の所持者数も同様であり、こういった傾向は全国的に見てもあまり想定し得ない状況でありますので、改めて京都府提供資料との数値の齟齬がないかどうかを改めて確認させていただきます。

●委員

数値の齟齬も確かめていただきたいですが、齟齬がないならなぜそのような結果になったのかという傾向分析が必要と思っております。

例えば、新規手帳取得者よりも、亡くなられた手帳所持者が多いとか、何かはつきりとした傾向があるのかどうかということをぜひ分析していただきたいと思っております。

●事務局

資料記載の数値が正しいものであるのなら、次期障がい福祉計画の目標値等にも影響を及ぼすものですので、数値の推移分析をしていきたいと思っております。

●委員

皆さんにご理解いただきたいのは、計画相談が1年間順調に進んでもピークが一

気に来るので、そのピークには耐えられないということです。自分たちの出来る範囲以上の相談は亀岡市で受けていただきたいと思います。こういう実状があることは事務局の方もご理解いただきたいと思います。

●委員

亀岡市の窓口では相談を受けることのできるスタッフはいるのでしょうか。実際窓口では計画相談対応はしていないのですね。

●事務局

実際に提出された計画案に対して、それが正しいかどうかという相談は受けていますが、直接計画相談を受けることはございません。

●委員

放課後等デイサービスの例が先程挙がっていましたが、事業所の数が増えるとそれに比例し支給も増えるという状況があるわけですね。

●事務局

その通りです。

●委員

利用者数に見合う事業所の必要数は計画の中で出てくると思うのですが、逆に言うと、計画に従って、計画相談の増加によりサービスの上限を超えてしまうというのではなく、サービスの上限を計画に合わせ調整するということを今、障がい福祉課の方でされていることがあるのですか。

●事務局

計画相談を通じて提出された利用申請に対しては、必要であるということが認められれば支給決定しています。

●委員

P33の地域生活事業の任意事業について、訪問入浴サービス事業ですが、計画値に対する実績値、達成率がかなり低いのですが、なぜなのかという点をお伺いしたいと思います。計画値ほどのニーズがないのか、ニーズはあるが、支援体制が無いのかという事が分かればと思います。

あと、令和2年度実績がゼロ、令和3年度見込み値がゼロという記載のが、新型コロナが影響しているのかどうか分かればと思います。訪問入浴サービスの利用希望者がゼロなのか、たまたま新型コロナの影響で利用者がいないのか分かります

か？

●事務局

訪問入浴の利用者については令和元年度1名いらっしゃいましたが、その方が亡くなられたことにより、令和2年度、令和3年度は0件になっております。

また、ご自宅での入浴に関しては、この訪問入浴サービス以外に、ヘルパーさんに来ていただいて支援いただく事業もあり、この事業の利用者はいらっしゃいます。

●委員

「第4期亀岡市障がい者基本計画」策定時には、「心のバリアフリー」や、「地域共生社会」の視点を踏まえて計画を作りましたが、P28に記載のある手話通訳事業について頑張ってもらいたいと思います。

また、施設の問題もあります。地震災害等が起こった時に災害避難所として市の福祉施設が使いにくいという状況です。

あと、小・中学校などで障がいに関する教育活動を行うこともあるのですが、私は足が悪く、階段に手すりがない場合はエレベーターがないと移動しにくいです。床も滑りやすく、障がいを抱える子どもには、安全な環境ではないかなと思います。バリアフリーが進んでいない事が残念だと思います。

●会長

手話や障がい者啓発のために、小・中学校に出向いて指導いただいているということですが、心のバリアフリーを推進するために頑張っていることをうれしく思います。

ただ、その現場の学校に行ったときに委員自身が足の障がいにより、学校の2階とか、3階とか、階段昇降において大変な経験をされているということですが、心のバリアフリーを広げるために出かけても、まず、ハード面のバリアが解消されていないというご意見でよろしいでしょうか。

ハード面もソフト面も含めて推進していくという方法を、市全体として、また学校関係という点では支援学校も含めて一緒に考えていかなければいけない問題かなとは思いますが、事務局何か回答はありますか。

●事務局

まず前提として、障がい者基本計画と障がい福祉計画とは根拠法令を異にしています。障がい福祉計画は、障がい者基本計画の下位計画であり、障がい者基本計画の内容を踏まえて策定すべき計画ではありますが、障がい福祉計画は、障がい福祉サービスにおいて、今後見込まれるサービス利用量を充足するための数値目標を掲げる計画ですので、現状そのニーズを満たしているかどうか、また今後策定する次期

計画については、今後3年間どのくらい利用量が増えるかというところで見込み値の設定を行うこととしています。「バリアフリー」については「心のバリアフリー」も含め、「障がい者基本計画」の内容となります。また今後実施を予定しており各障がい当事者団体との要望懇談会等もごございますので、その機会を通じ、要望をお伝えいただきますと関係各課に情報提供をさせていただきます。

また障がい者基本計画についても、計画中間期終了後に、中間評価を実施させていただく予定です。その際、障がい者基本計画で掲げた施策が、どの程度達成できているかということを検証する予定です。

●委員

これまでの議論も含めて感じていることですが、障がい福祉計画が実施計画で、何人が何時間サービスを利用したかという数値目標になってくる訳ですが、実際には今、色々な意見が出たように、やはりどれだけ数値が埋まったのかという点だけでは見えてこないことがあると思いますので、その辺りの工夫を是非してほしいと思います。

その意味でいうと、例えばこういうこともできないかと思います。計画が数値目標として何人何時間利用したのかという指標と、もう一方で、亀岡市内にある平均の事業所定員の充足率との関係で見て、その定員をオーバーしているかどうかという様な指標の設定です。定員超過の割合が2.20%まではいいわけですから、そこでの職員の大変さとか実際の利用の密度っていうのが、ある程度想定できるのではないかと。

それから例えば相談支援事業では、相談支援専門員正規職員に換算した1人の職員あたりの相談人数っていう様な、こういった計算の仕方も達成の状況を考える上で、是非検討してほしいと思っています。

その意味でいえば、計画値を上回っているような事業は、亀岡市内にあるその事業所の定員の充足率との関係で、事業所定員が既に充足されているにも関わらず、計画値の目標は達成したという事になってしまうのですね。

そうではなく、実際に新たな試みが必要なのかということも少し見えるような、達成状況の見方をぜひ検討してほしいなと思います。

●会長

ありがとうございます。委員からご指摘いただいた数値の背景にある状況をもっと分かるような計画検討をよろしくお願ひしたいと思います。

●事務局

皆様からの貴重なご意見ありがとうございます。

後程報告させていただきますが、次年度の次期亀岡市障がい福祉計画の策定に

向け、当協議会に計画案を諮ることとなります。その前段として、関係機関によるワーキンググループ会議も開催する予定をしております。様々な現場の方のご意見を踏まえ、先程ご指摘いただいた数値の中に何が隠されているのかという点も洗い出せるような形で方向性が示せれば、良い計画ができると思いますので、考えを巡らしていきたいと思います。

●委員

二点お願いがあります。

一点目は、障害者差別解消法に謳われている「合理的配慮の提供」の理念の普及についてです。障がいの有無に関係なく誰もが平等であると言われていますが、知的障がい、発達障がい等、障がいにも外見からは分からないものがあり、そういう配慮の視点を大切に持っていきたいと思うのですが、その辺りが数字だけではやはり見えてこないと思いますので、これから分析をしていただきたいと思います。

また、「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」が施行され5年が経過しましたが、施行後の検証ができていないので、検証できる場を作って欲しいと思っています。

●会長

次年度以降、福祉計画を策定する上でも基本計画の内容も振り返り、理念を再確認していくことが必要になってくると思いますので、事務局にはその辺りの確認作業をお願いしたいと思います。

それと、「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」につきましても、啓発が進んだことは分かりますが、実績とか、発達障がいの子供達へのコミュニケーションの事業がまだ少し見えにくくて、その辺りのコミュニケーションの課題をどうしていくかという点も、今後計画を作る上で、各委員に分かりやすく説明をしていただければと思います。

あと現在、生活介護事業所の整備計画をしていただいているというお話もお聞きしておりますが、生活介護事業所は実際に少ないのですね。

例えば、就労継続支援 B 型事業所を新しく開設したいとかいう相談が保健所に入ったときに、B 型事業所だけではなく、生活介護の機能をプラスした多機能型の整備を勧めるとか、保健所としてそういった機会を作ることは難しいのでしょうか。

●委員

色々な思いをお持ちの事業者もありますので、そういったお話をさせていただく機会はあるかと思いますが、保健所から是非このサービスを提供してほしいという働きかけは正直難しいかなと思います。

●会長

保健所に新しく事業所を立ち上げたいという相談があれば、基準に沿うかどうかをきちんと審査していただいていると思いますが、事業所の必要量とか、もし情報提供していただける部分がありましたら提供いただきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

他に質問等ございませんでしたら、一つ目の議題はこれにて終了させていただきたいと思います。

続きまして、議事の二つ目です。

(2)その他ということで、議事1以外で、委員の皆様のご提案とかございますか。

●会長

特に無いようですので、事務局から何かございますか。

●事務局

亀岡市障害者就労支援共同センターの組織変更(構成事業所8事業所から10事業所へ変更)についての報告

●会長

今回、「エヌファーム」と「ゆうゆう」の2事業所が新たに亀岡市障害者就労支援共同センターの構成事業所になったという報告内容でしたが、今の報告に関しまして、ご意見ご質問等ございますか。

●会長

特に無いようですので一つだけ私からお聞きします。「ゆうゆう」様はどのような事業をされている事業所ですか。

●事務局

飲食事業をされているとお聞きしています。亀岡市庁舎で毎月末に亀岡市障害者就労支援共同センター主催のほっとはあと製品販売会を実施していますが、「ゆうゆう」様につきましては、独自で実施されてます飲食業の方に栽培された野菜を使用さえているとお聞きしており、現在のところはほっとはあと製品の市庁舎販売会には参加されていません。

●会長

ありがとうございます。他、ご質問等ございませんか。

●会長

それでは今後の協議会の開催予定について報告させていただきます。

冒頭にお伝えさせていただきました通り、次年度は、令和6年度にスタートします次期亀岡市障がい福祉計画「第7期亀岡市障がい福祉計画」策定に係る準備期間として重要な1年となります。

次年度を迎えましたら、国、府等の障がい児者施策の動向を踏まえた計画のたたき台を早急にご提示できるよう、事務局と調整を進めて参ります。

今年度の協議会については、本日をもって終了とさせていただきますが、次年度につきましては、次期亀岡市障がい福祉計画をよりよい計画とするため、皆様からのご意見、ご提言を頂戴する協議の場を複数回を設けてまいりたいと考えております。

次年度の開催日程につきましては現在未定ですが、事務局と調整の上、計画のたたき台となる事務局案の作成の上、早い段階で開催日程を決定したいと考えております。

その際、改めて事務局より連絡することとしますので、よろしく願いいたします。

今後の協議会の開催予定に関しまして、ご意見、ご質問がございますか。

無ければ、これもちまして本日予定の議事はすべて終了させていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。

●事務局

会長、議事進行につきましてありがとうございます。

また委員の皆様には、貴重なご審議大変ありがとうございます。

それでは閉会に当たりまして、会長職務代理者より挨拶を賜りたいと存じます。

●会長職務代理者

皆様、長時間にわたりお疲れ様でした。

令和4年度の亀岡市障害者施策推進協議会を開催させていただきましたところ、各委員の皆様にはお忙しい中ご出席を賜り、第6期亀岡市障がい福祉計画の令和3年度実績報告を始め、ご審議いただきました。

今回の協議会では、現行の第6期亀岡市障がい福祉計画が令和6年3月に満了することから、次期障がい福祉計画となる「第7期亀岡市障がい福祉計画」の策定に向け取り組んでまいります。

次期亀岡市障がい福祉計画の策定にあたり、委員の皆様からご意見、ご提案を賜る中で、より良い計画が作成されますことを願っております。

本日はありがとうございます。

7. 閉会